

電波監視業務の概要

【施策の目的】

電波の発射源を探査するための電波監視施設を整備し、航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害対策をはじめとする不法無線局の取締りを実施。
また、重要無線通信妨害等を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知啓発活動を行う。



重要無線通信妨害の発生

申告

遠隔方位測定設備により
妨害源の推定
(複数の方位測定用センサ局を
総合通信局等で集中制御)



妨害源推定地へ出動

不法無線局探索車等による調査



妨害源の特定



妨害電波の発射停止を命令
(告発または行政指導等の措置)

【施策の成果】

重要無線通信妨害対策及び不法無線局の取締り等の実施により、電波利用環境が良好に維持されている。
なお、重要無線通信妨害に係る**申告受付は24時間対応体制**を整備し、その迅速な排除に取り組んでいる。

遠隔方位測定設備

- センサ局 (11)
- センサ局 (347)

短波監視施設

- ◎ 集中センサ局 (1)
- ✳ 短波帯用センサ局 (5)
- △ 短波帯監視装置 (7)

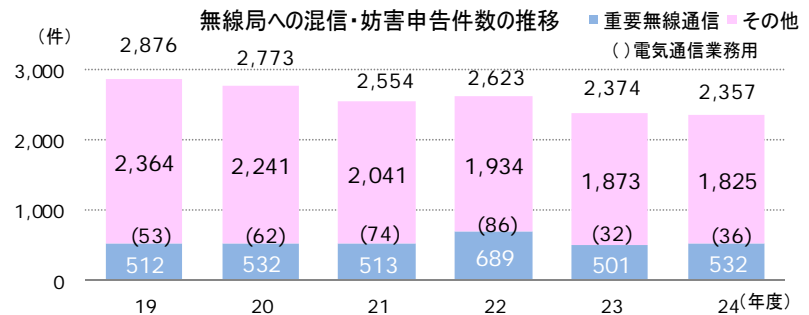
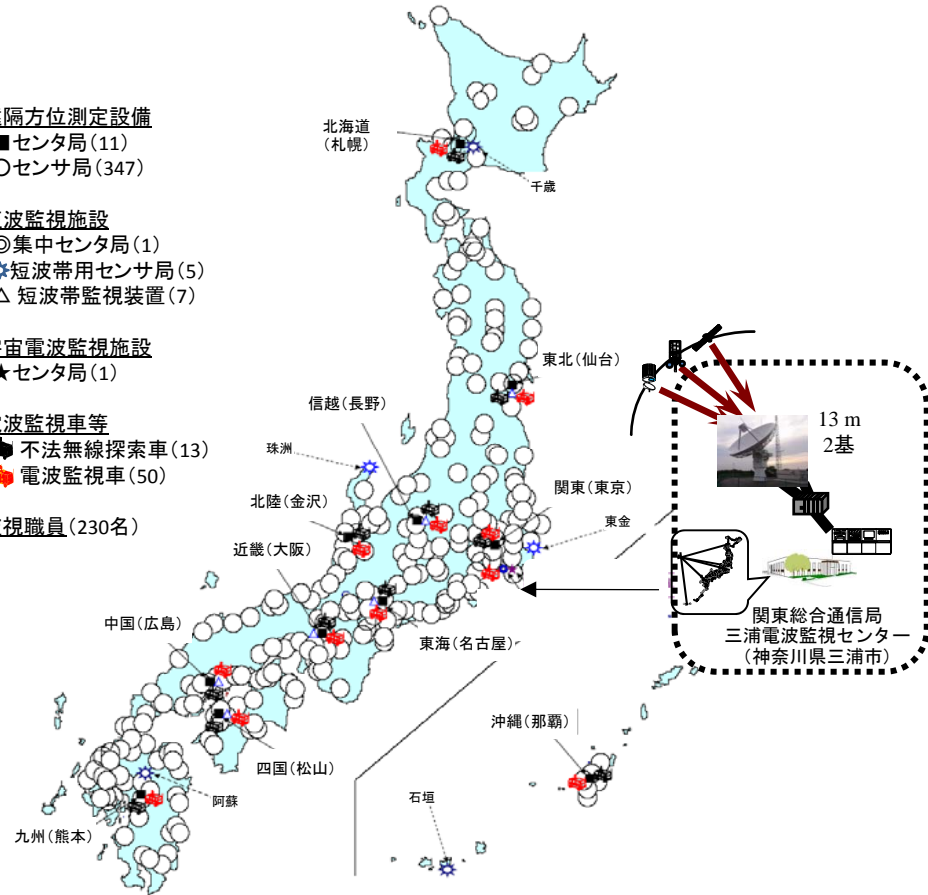
宇宙電波監視施設

- ★ センサ局 (1)

電波監視車等

- 不法無線探索車 (13)
- 電波監視車 (50)

監視職員 (230名)



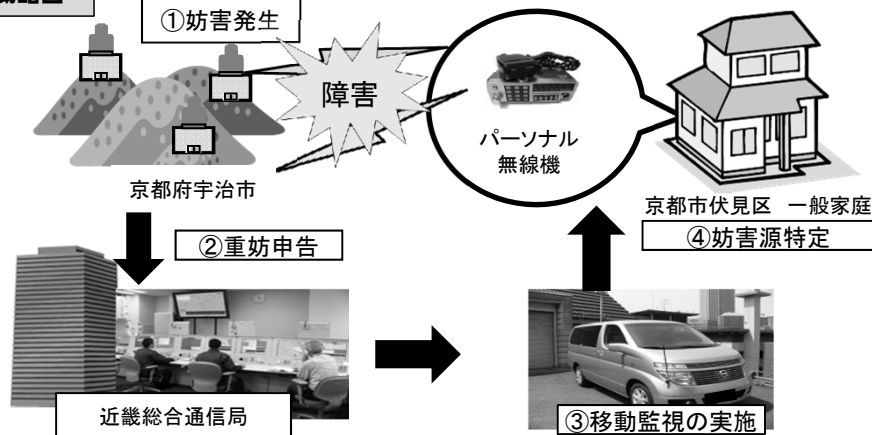
※重要無線通信: 人命又は財産の保護、治安の維持、電気通信、放送、気象、電気鉄道のための無線通信

重要無線通信妨害事例と電波監視の取組み

【事案1】パーソナル無線から携帯電話基地局への混信（近畿）

平成24年10月4日、宇治市周辺の基地局41局においてアップリンクノイズが発生し、発着信不良となる旨の申告を受ける。
 移動監視の結果、京都市伏見区的一般家庭に設置しているパーソナル無線機からの電波が原因と特定。
 当該無線機の電源を切り停波。後日、使用者から顛末書が届いたことにより指導を実施。

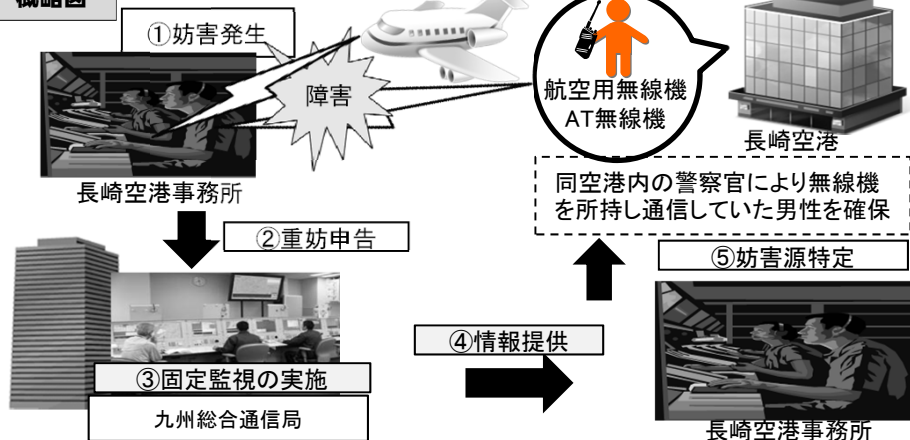
概略図



【事案2】「なりすまし」による航空用118.5, 121.5MHzへの障害(九州)

平成24年11月15日、長崎空港事務所から虚偽通信(なりすまし)が混入する旨の申告を受ける。
 固定監視の結果、長崎空港付近からの電波の発射を確認。
 当該情報を長崎空港事務所に報告し、同空港内の警察官により無線機を所持し、通信を行っていた男性を確保。

概略図



○ 電気通信業務用(携帯電話基地局)に対する妨害への対応

- 900MHz帯携帯電話周波数の使用開始に伴い、周波数を共用するパーソナル無線局の不法局対策の取組みを強化(周知・広報、共同取締りの強化、パーソナル無線機回収対策等)
- 不法携帯電話中継装置、TV受信ブースタ等による基地局への障害の排除について、携帯電話事業者と連携して取組み

○ 基準不適合機器に対する取組みの強化

- 試買テストの実施
市場に流通する不適合機器の販売状況を調査し、その電気的特性を測定し、基準に適合しない機器を公表
- 免許情報告知制度
販売業者(小売り業者)が当該装置を販売するときに、購入者等に対して、無線局免許が必要な旨を告知等する義務(不法携帯中継装置を対象に省令改正予定)
- 勧告・公表制度 基準不適合設備の製造・販売業者に対し報告徴収を実施し、勧告公表も視野に取り組みを強化(不法携帯中継装置への適用を視野)

○ 電波監視システムの更改整備(H26～)

多様化・複雑化する無線通信システムに柔軟に対応し、4G携帯電話等にも対応する電波監視システムを整備